

令和3年4月19日

各県立学校長 様

高校教育課長
特別支援教育課長
保健体育課長

三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）

このことについて、県内においても感染者数が3月下旬から増加傾向となり、4月以降も高い水準で推移しています。特に、重症者数が急増し、重症者用病床占有率が20%を超え、病床占有率も50%を超えている状況です。こうした状況を踏まえ、『三重県指針』ver. 10を緊急的に強化した“三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」”を別添のとおり送付します。主な留意事項は下記のとおりですので、教職員間で改めて徹底するとともに、児童生徒に指導願います。

記

- 県境を越える移動は、生活の維持に必要な場合を除き、避けること。
- 県外へ帰省する場合は、感染が特に拡大している地域（まん延防止等重点措置対象区域、飲食店等への営業時間短縮要請がなされているエリア）への帰省は避けること。
- 感染が特に拡大している地域への帰省は、帰省前から感染防止対策を徹底し、体調が悪い場合は移動を避けること。
- イベントや集客施設など不特定多数の人が集まる場に行くことは慎重に検討すること。
- 「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は、感染のリスクが高まるので、同居家族以外の方との飲食は少人数・短時間とすること。少人数・短時間の飲食であっても、特に飛沫感染に注意するなど感染防止対策を徹底すること。
- 体調に異変を感じた場合は、出勤や通学などの外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなどの対策をとること。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談すること。
- 外国人児童生徒が在籍している学校では、生活様式や文化の違いなども考慮した感染防止対策等について、外国人児童生徒に丁寧な周知を行うこと。
- 多言語や、やさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「M I E I N F O」などにも掲載されているので参考とすること。
- 感染が特に拡大している地域（まん延防止等重点措置対象地域、飲食店等への営業時間短縮要請がなされているエリア）との出張などによる往来については、移動の必要性について今一度検討し、オンライン会議等を活用すること。

- 感染者やその家族、仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることがないように、偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないこと。

【事務担当】

高校教育課 課長補佐兼班長 西川 俊朗
TEL：059-224-3002 FAX：059-224-3023
特別支援教育課 課長補佐兼班長 加藤 謙司
TEL：059-224-2961 FAX：059-224-3023
保健体育課 課長補佐兼班長 横山 勝規
TEL：059-224-2973 FAX：059-224-3023